


議案第71号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、議会の議決を求める。

平成30年9月11日提出

清水町長 阿部 一 男

- 1 相手方 
- 2 損害賠償の額 金314,151円
- 3 和解の内容 和解により当方側の過失割合100%相当額を賠償するものとし、これ以外には相手側は今後一切の請求、異議の申し立て、訴えの提訴等を行わないものとする。
- 4 事故の概要 平成30年2月13日午後1時5分頃、清水町御影西2条2丁目の排雪作業中、誤って電柱支線を切断し、本柱部分にも損傷を与えた。